

発議第2号

令和3年3月18日

下野市議会議長 小谷野 晴夫 様

提出者	下野市議会議員	中 村 節 子
賛成者	同	高 橋 芳 市
同	同	磯 辺 香 代
同	同	村 尾 光 子
同	同	五 戸 豊 弘

「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）」の提出について

上記の議案を、別紙のとおり下野市議会会議規則第14条の規定により提出する。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

昨年、12月25日に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。焦点になった選択的夫婦別姓については、第4次計画までは記述のあった「選択的夫婦別氏（姓）」の言葉が削除され「夫婦の氏のあり方に関する具体的な制度のあり方に関し、更なる検討を進める」となり、後退してしまいました。

2018年2月に内閣府が発表した「家族の法制に関する世論調査」によれば、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えたのは66.9%で、反対の29.3%を大きく上回りました。特に多くの人々が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。

また、同年3月の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は世界で日本だけであることを法務省が答弁しました。別姓が選べないために、結婚をあきらめたり、事実婚を選んだりするカップルが一定数いることは事実です。

日本の夫婦の96%は女性が改姓しています。それまで築いてきたキャリアが分断される例があるのは非常に残念なことですし、改姓により多くの手続きをしなくてはならないのも大きな負担となっています。他にも、生まれてから20年、30年と使用してきた名字が結婚～改姓によって使えなくなる無念さもあります。

国連は、この「強制的夫婦同姓」システムを「差別的な規定である」として、過去に3回も改善の勧告をしています。

今、全国の地方議会でこの制度の導入を求める意見書が次々に議決されています。2020年12月21日現在、東京都議会、大阪府議会などを含む市区町村、都府県議会で178の意見書が可決されました。選択的夫婦別姓の制度導入に対しての世論が高まりを見せています。

国会と政府に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

栃木県下野市議会

令和3年3月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣